

◆年金受給者の方へ

平成 23 年分から、公的年金の収入金額の合計額が 400 万円以下で、それ以外の所得が 20 万円以下の場合、所得税の確定申告書の提出は不要となりました。しかし、市・県民税の場合は、公的年金の収入金額の合計が 400 万円以下であっても、それ以外の所得がある場合は市・県民税申告が必要です。

①年金以外の所得があるため市・県民税申告が必要な場合

- 例 ・年金の他に 5 万円の小作料による不動産所得があった
 ・年金の他に 14 万円の農業所得と 5 万円の不動産所得があった 等
 年金以外の所得が 20 万円以下のため所得税の確定申告は不要ですが、市・県民税申告は必要です。

②控除を受けるため市・県民税申告が必要な場合

- 例 ・生命保険料や地震保険料控除の証明書を持っている
 ・国民年金保険料を支払っている
 ・国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料を年金天引きでなく自分で支払っている
 ・毎年、医療費控除を受けていた
 ・寡婦（夫）控除を受けていた
 ・「年金の扶養親族等報告書」で扶養を報告しておらず、所得税の確定申告等で扶養を取っていた 等

申告がないと控除を受けられません。所得税の確定申告は不要でも、市・県民税申告で控除を受けることによって、市・県民税が安くなる場合があります。

軽自動車・自動車の変更手続はお済みですか？

他人に譲ったり、廃棄するなどして、現在所有していない自動車やバイクはありませんか。また、新しく購入したり買い替えたりしたのに、まだ登録等の手続をしていない農耕用作業車はありませんか。
 軽自動車税・自動車税は、その年の 4 月 1 日現在の名義人に課税されます。
 車両の登録・廃車・名義変更等は、車両の種類別に左記の窓口での手続となります。

| 区分 | 登録・変更・廃車手続きの窓口 |
|--|---|
| 原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕用作業車等) | 佐渡市役所税務課 ☎63-5110 または各支所・行政サービスセンター 税務窓口 |
| 二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下) | 全国軽自動車協会連合会 新潟県事務取扱所 (新潟市東区紫竹卸新町 1927 番地 16) ☎025-275-5704 |
| 三輪・四輪の軽自動車 | 軽自動車検査協会 新潟主管事務所 (新潟市東区紫竹卸新町 1927 番地 12) ☎050-3816-1850 |
| 二輪の小型自動車 (250cc超) 普通自動車 | 北陸信越運輸局 新潟運輸支局 (新潟市中央区東出来島 14 番 26 号) ☎050-5540-2040 |

○公道を走行しない（工場内や田畑でしか使用しない）車両でも、課税されます。

○現在、使用していない車両でも、所有していれば課税されます。

○例年、廃車・名義変更等の手続が済んでいないことによるトラブルが多く発生しています。手続をしていないと、継続して税金がかかります。手続を業者に代行してもらうときは、手続が完了したかどうかを代行業者に確認してください。また、引取業者へ車両の引取を依頼したときは、忘れずにそれぞれの窓口で廃車の手続をしてください。

○住所が変わったら「変更登録」を行わないと納税通知書が届かない場合があります。

○身体障がい者等の減免において、4 月 1 日現在、必要な条件が満たされていないと減免を受けられません。

お問い合わせ
 軽自動車税に関すること

市役所税務課市民税係（本庁舎 1 階）
 ☎63-5110

自動車税に関すること
 佐渡地域振興局県税部収税課
 （相川二丁目浜町 20-1）
 ☎74-3310